

関西労災職業病 8月号

(通巻第209号)

関西労働者安全センター 1992.8.10 発行 200円

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

TEL. 06・538・0148

郵便振替口座 大阪6-315742

FAX. 06・541・2712

大阪労働金庫梅田支店 普通1340284



◆目次◆

- 外国人に関する医療機関アンケート結果まとまる…………… 1
- 創ろう菜の花診療所－開院まであと3ヶ月…………… 6
- じん肺被災者の横顔⑩…………… 7
- 前線から(ニュース)…………… 9
- 夜勤交替制勤務と労働者の健康②…………… 11
- 外国人労働者の労災⑦…………… 13
- 第2次チェルノブイリ環境調査報告①…………… 15

切り捨てられた外国人医療

健康保険に入れず、生活保護も適用されず……

医療機関へしわ寄せもくアンケート結果より

外国人労働者のケガ、病気。

労働災害での負傷疾病であれば労

災保険を適用して治療を受けられる。

しかし、それ以外の私傷病の治療で

は話は別だ。日本人の場合、健康保

険が適用される。しかし、非定住外

国人の多くは治療費を実費で負担し

なくてはならない。観光ビザで入国

した外国人が国民健康保険に加入す

ることは実質的にできないからだ。

安全センターで取り組んだ外国人労

働者の労災のケースにも、併発した

私傷病の治療費支払いに苦慮したも

のがある。

非定住外国人は、国民健康保険に

入ることもできず、高い治療費を支

払うことができなくても、生活保護

を適用されることもない。このため

外国人の生命と健康は脅かされ、一

方、医療機関もまた治療費の未収に

悩む状況は、最近マスコミでも報道

されるところである。

そこで、外国人医療問題の実態を

把握するために、安全センターも参

加しているRINKの医療部会が、

大阪、兵庫の医療機関を対象にアン

ケートを実施、結果がまとまったの

で、以下に報告する。

アンケートは、医療機関のケース

ワーカーまたは医師に宛て、医療機

関側の意見を寄せて頂いた。(質問

の記号は本誌のために付け直したも
のである。)

回答を頂いた医療機関の数は五三

(大阪三八、兵庫一三など)。その

ほとんどが外国人を診察した経験が

ある。

□外国人患者の受け入れに関して

回答を寄せた医療機関の約半数は、

健康保険を持たない外国人に対して

一〇割の医療費を請求すると答えた。

問ア、経済的に支払い能力のない外

国人への対応は？(複数回答)

可)

・減免措置を取る 十三

・検査・投薬をできるだけ控える 十一

・生活保護の緊急医療扶助を申請 十一

・雇用者にはたらきかける 十九

・国・行政にはたらきかける 六

問イ、問アで「生活保護…」と回答

された方へ。患者の在留資格

は？行政の対応は？

問ウ、問アで「国・行政…」と回答

された方へ。国・行政機関（

特に福祉事務所、保健所、入

管）の対応は？

※問イ、ウで寄せられた回答による

と、九〇年の厚生省による通知以降

は、超過滞在の外国人への生活保護

の申請は却下されている。そのため、

問い合わせしかせず、正式な申請を

しないという回答もあった。最もひ

どい例は、医療費は生活保護で対応

すると行政から言われ、入院を受け

入れたが、後日になり厚生省の見解

により生活保護を適用できないと前

言を翻され、その後医療費がかさみ、

必要最小限の治療が済んだ段階で退

院というケースだった。

問エ、健康保険を有しない外国人の

医療費についての意見を。

・生活保護の適用、あるいは公的助

成制度など法的整備を。 十二

・すべて保険への加入を 二

・公的病院でも治療を行ってほしい

二

・日本人も無保険者は自費診療 三

など

□言葉の問題に関して

問オ、外国語での診察は可能か？

はい

いいえ

三六

一〇

問カ、可能な言語は何語ですか？

英語 三九

ハンブル 三

中国語 五

ドイツ語 一

問キ、外国人の診察で言葉の問題を

解決するには？意見を。

・通訳の派遣を 二一

・患者に言葉の分かる同伴を 六

など

問ク、日本語の話せない患者の受け

入れをどう考えますか？（複

数回答可）

・積極的に受け入れたい 二

・日本人と分け隔てなく受け入れた

い 二五

・言葉の問題があり、できれば受け

入れたくない 一三

・時間がかかるので、できれば受け

入れたくない 三

・医療費の問題があるので、でき

ば受け入れたくない 八

※外国人の患者受け入れに積極的でない回答が多い印象を受けるが、これも、言葉、医療費の問題で不安があるためである。その一方で、基本的には平等に医療を提供したい、また救急の患者は拒めないという意見が目立った。

問4. 外国人の診療に関する意見

「生活保護の適用の他、公的助成制度を。最終的に病院の負担となつてくる。」

「ケースは少ないが、初診は全て時間外の救急扱いだった。受診をできるだけ控え、どうしようもなくなつてから来る可能性が強いと思う。」
「対策もなしに切り捨てており、民間病院の犠牲の上に国が涼しい顔をしているのは問題。」

「外国人の行旅病人扱い、生活保護扱いは絶対しない旨、福祉事務所よ

り再三申し出あり、救急受け入れ医療機関としては不安に思っている。」

「収入のある外国人には保険診療の適用を。」

「言葉の関係で問題があった。」

□患者に関して

同時に、回答した医療機関でこの一年間の外国人患者の診療ケースを対象として総数調査も行った。九二年、九一年のケースがほとんどだが、それ以前のケースも件数に含めた。

受診者総数は二七九名、男女ほぼ同数。患者の国籍で、最も多かったのが、韓国で三四名。これに、フィリピン一七、中国一四、タイ、台湾、ブラジルが各七、イランが五…と続く。年齢は二〇代が半数弱を占めている。

◎保険の有無・種類

・ 保険なし	一六六
・ 国保	六七
・ 社会保険	一九
・ 自賠責	五
・ 労災	五
・ その他の保険(民間など)	一〇
・ 生活保護(但し、九〇年以前の)	四

ケース)

など

◎治療費未払い

二二件報告された。高額なものは、約五〇〇万円(但し、分割払いの約束)、約一〇〇万円のケースが二件(内一件は後払いの約束)ある。

※その他、気づいた点としては、救急での患者が三八名あり、内一九名は救急が入院である。どうにもならなくなるまで医療機関に行かずに我慢しているのだから、十分に予想される。

閉ざされた保険加入・生活保護

早急に改善を

このアンケートでは言葉と治療費の問題に重点を置いた質問を設定したが、自由に意見を書く欄でもこの問題への意見が集中した。外国人医療の主な問題はこの二つなのだろう。

言葉が通じないと治療上必要な意志疎通ができず非常に困る、通訳を派遣してほしいとの意見は多かった。通訳派遣制度など早急に対策を講じるべきだろう。

治療費支払いで問題が生じるのは、外国人の健康保険加入が難しいことが大きな原因と考えられる。社会保険加入者はアンケート結果にも少なかったが、資格外労働者を雇っていることの発覚への事業主の不安があるのだと思われる。国民健康保険も厚生省が加入資格について「入国当初の在留期間が1年以上のもの」と

今年3月に通知、オーバーステイの外国人にその加入の道を実質的に閉ざしている。保険に入れないので外国人は治療費を自費で支払わねばならず、高額であれば支払えなくなる可能性も大きくなる。治療費を支払

えない場合、生活保護によって救済する方法があるが、外国人については九〇年一〇月に厚生省が「非定住外国人の緊急医療に対する生活保護の適用を認めない」と通知、適用されなくなりました。それは、こ

医療 心細い 外国人 嫁ぎ出

保険加入、難しく

外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を



不払い続出、病院かぶる

外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を

「金がかかる」と診察受けず死亡
不法滞在者にも重い負担
6割未加入

制度改善求め集會
「入管制度と切り離せ」
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を

外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を

外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を

外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を
外国人に医療保険を

のアンケート結果にも表れている。治療費が未収になる不安から治療を必要最小限にということも多くなるわけだ。最終的に医療機関が治療費を回収できないケースも実際に起こっている。マスコミで伝えられる外国人の診療拒否、たらい回しといった出来事は、こうした矛盾の行き着く先と言えよう。外国人医療の制度的切り捨ては、患者の生命、健康を脅かしているのはもちろん、医療現場にもまたその矛盾を押しつけているのだ。

日本では、オーバーステイ、資格外就労の状態を前提とした制度は取れないとして、入国管理体制を優先させ、その結果、外国人労働者は当然保障されるべき諸権利を剝奪された状態に置かれている。しかし、医療に限っても、現在の国際的規範としては、九〇年一二月に国連で採択された『すべての移住労働者とその

家族の権利の保護に関する国際条約』で、緊急に必要な医療を受ける権利を有すること、緊急医療はその者の在留又は就業が不正規であるとの理由で拒絶されてはならない旨が定められている。いわば、入管法を最優先させる日本のあり方は国際的な流れにも反しているのだ。

首都圏でも外国人医療の問題は深刻化している。東京都では行き倒れ

の病人救済が目的の『行旅病人取扱法』を、この六月から外国人にも適用を開始した。国・他の自治体にも早急な改善策が求められるところだ。このアンケート結果からも、現在外国人医療で現場の直面している困難はうかがいうる。こうした状態に置かれた外国人の社会保障を早急に実現することもまた重要な課題と考えている。

すべての外国人に医療保障を

新刊

外国人労働者と緊急医療

中桐伸五・高山俊雄 編著

A5判 一六〇頁

内容○外国人労働者の医療保障○緊急医療の現場から○提言 他

定価一五四五円を一五〇〇円(送料別)

外国人労働者の労災白書

92年版

全国労働安全衛生センター連絡会議 編

A5版 一二八頁 定価一〇三〇円(送料別)

※いずれも、発行海風書房・発売現代書館 当センターまでどうぞ

菜の花診療所設立に向け

★ 出資・寄付の集中をお願いいたします

東南地域に診療所を設立する計画が具体化してすでに二年。未経験者ばかりが集まって試行錯誤を重ねながらも六月には開院場所も決定し、現在は設計を終え工事着工も目前にしてようやく菜の花診療所の輪郭も見え始めました。

準備会で見つかった開業必要経費は五五〇万円。この資金を設立趣旨に賛同していただける個人、団体からの出資、寄付によってまかないたいと考え、準備会発足当初より出資・寄付をお願いしてまいりました。

さいわい多くの方々に設立趣旨をご理解いただき、すでに約三〇〇万円ほどの資金を寄せていただいております。しかし目標とする金額には及んでいない状況です。保険診療開始を十二月に控え、安全センターの会員、購読者のみなさんに、この安全センターの新しい試みへのご協力を改めてお願いするしだいです。

外国人労働者の問題が端的に示すように、未組織労働者の労働条件は労基法以下の水準に抑えられ、不安定な

雇用を強いられています。高齢化という社会変化もまた、家族の介護の問題や退職後の社会参加や社会保障といった新たな問題を労働者に突きつけています。「健康に働く」というスローガンにどのような内実をこめていくかが、今あらためて問われているように思います。ぜひとも多くの方々に設立趣旨をご理解いただき、ご協力下さるようお願い申し上げます。

菜の花診療所設立の 出資・寄付について

【出資】

□数制にしています。出資金は拠出がなされた日より五年を経過して以降、本人の申し出により無利子にて返還いたします。

- (一)個人 一口 五〇〇〇円
- (二)団体 一口 一〇〇〇〇円

【寄付】

□数制は取っておりません。いかほどなりともご協力下さい。

【振込先】

郵便 振替 大阪 七一八五一〇三

菜の花診療所設立準備会

「普通 四一七六三六四」

「診療所設立準備会 代表 山中真清」

じん肺被災者の横顔

炭鉱とカーボン製品工場

福本高助さん

⑩

—— 福本さんの経験した粉じんの仕事はどういうものでしたか。

福本 牛深（熊本県）の魚貫炭鉱で昭和二九年から三七年まで働いて、知り合いの誘いでその後は大阪へ出てきました。それから色々な仕事をしましたけれど、昭和四〇年にカーボンを旋盤で削る仕事をしました。だから、粉じんの仕事というこゝでは、この二つになります。

—— ということは、最後の粉じん作業は後のカーボンの仕事ということですね。

福本 ええ、そうです。尼崎にあった工場で、たった三ヶ月ちょっと働いただけですけど、カーボンの粉じんはものすごいものでした。

—— どんな仕事をしていたんですか。

福本 カーボンの丸い固まりを旋盤で削る仕事で、少ししかいなかったもんですから一体何に使うのかわらなかつたんですが、真っ黒い粉じんが仕事をしている間中ずっと出ていました。

真っ黒になるガーゼマスク

—— マスクなんかはどうしていたんですか。

福本 普通のものを使ってました。—— 風邪をひいた時に使うみたいな。

福本 そうそう。一日使ったら真っ

黒で、隙間になる鼻の横のところなんかはカーボンが黒くたまっていたぐらいです。

—— そうするといっぱい吸い込んだんでしょうね。

福本 そんなマスクだから息が苦しいということはなかったですから仕事でずっとしていました。

—— 息が苦しくないというのは、逆にほとんど粉じんは素通りだったということでしょうね。他の粉じん対策はされていましたか。

福本 旋盤のそばに削りカスを吸い込む口がありましたけれど、粉じんには何の関係もない感じで、濛々とたっていました。手袋も真っ黒だし、痰を吐けば真っ黒。

—— 三ヶ月でやめたというのとはどういう事情からでしたか。

福本 とにかく粉じんがひどく、こんな仕事はやってられんと思ったからです。

—— 炭鉱とくらべてどうですか。

福本 炭鉱は掘進をやっていました
が、ここまでひどい気はしませんでした。
いまのじん肺の病気にかかっ
ているのは期間からみてほとんど炭
鉱のせいだとは思いますが、とにか
くひどかったです。

—— 福本さんは大阪に来てから、
かなり仕事を変えていますね。

福本 ボール盤の仕事、旋盤、メッ
キ、それから塗装もやりました。
メッキが一番長くて、五七年の退職
のころまで五、六年やっています。

—— 五七年から後は仕事について
おられないようですが。

福本 ちょうどそのころなんです。
息切れがひどくなって、咳、痰も止
まらず、仕事どころでなくなってい
まいました。

—— 仕事をやめると言っても生活
経済的な問題はどうしましたか。

福本 上の子供が中学生でしたから、
やはり困りました。けれど働けない
んだからこれはしょうがない。障害



年金と家内が働いていたのでその収
入で生活してきたということ。

—— じん肺の労災申請に到るまで
の経過はどうでしたか。

福本 退職の頃からレントゲン写真
でじん肺の気があるということが分
かっていましたから、毎年自費でレ
ントゲンを撮ってもらっていました。
昭和六二年に住んでいる東大阪の病
院で撮ってもらうと、もう症状は進
んでいるということになったんです。
それで、昔の同僚の勧めでセンター
に紹介してもらった訳です。

困った心臓病治療中の労災補償

—— 福本さんはじん肺以外に心臓
の方の病気もされましたね。

福本 二年前に大変な心臓の手術を
東京の大きな病院で受けました。

—— そうでしたね。じん肺による
労災の療養中に、心臓の治療のため
長い間入院するというところで、その
間の労災補償、特に休業補償はどう
するかという問題がありました。あ
れは、結局は東京の病院でもじん肺
の治療を継続していたということ
で支給の決定を受けましたけれどね。
福本 労災のせいで働けなくてこれ
だけが頼りという状態ですから、一
度無理だと言われて、あのときは私
も家内も困っていました。
—— 心臓が悪くなったのもじん肺
と関係があるけれど、現在の補償制
度はそうはなっていないですもんね。
今日はありがとうございます。

前線から

関西

学生と労働組合の交流 フイールド合宿終わる

——時代状況に照応した取り組みへ

今年も八月六日から八日にかけて、南大阪・尼崎労働フイールド合宿が行われた。

初日は安全センター事務局との交流。設立の経緯や現在に至る活動、最近の外国人労働者問題にまで話は及んだ。六、七日は米運での米担ぎ体験労働などほぼ例年通りのメニュー。最終日の午後には、菜の花診療所設立準備会メンバーとの

交流会。診療所の構想に始まり、メンバーそれぞれの経験談から、診療所を鍵にした地域のネットワーク作りの重要性をのべる議論なども盛り上がった。その後、生野区散策、場所を移しての交流会で全日程をしめく

くった。

近年学生の参加者が少なめなのは、多少残念ではあるが、内容的には、劣悪な労働条件に置かれている外国人労働者と実際に交流したいなど学生の意欲的な意見や、未組織の中小零細の

事業所へ行くべきとのユニオンのメンバーの指摘など、今後に生かしたい意見も多く見られた。

る豊かな取り組みとして、次回も開催されることが期待される。



大阪

医師の意見も無し 「障害等級外」通知

常識はずれの?! 国家公務員災害補償

郵便局の女子職員Mさんは、六年前に作業中に自転

車から転落し、腰痛症と頸部捻挫を発症した。その後

公務災害として勤務時間内の通院を続けてきたが、この七月に郵政局から突然治癒認定通知が送られてきた。確かに症状は頸部の痛みが一進一退を繰り返し、慢性的と言ってもよい状態ではあった。しかし、この通知書には欄外に障害の程度について「等級外」という判断が別記されていた。

確かに認定通知の前に、郵政局と直属の課長が主治医を訪ね、慢性的な症状が残っていることを聞いて帰ってはいるが、障害等級を決めるほどの所見は何ら持ち帰っていない。狐に摘まれたような通知は、始めから障害補償の権利を奪うものとしが言いようのないものだ。

現在、所属する全通労組

の支部がこの問題について、当局側に経過説明を求めているが、国家公務員の災害補償制度のもつ歪さを現す事態と言えよう。

東京

原発被曝の業務上外 再審査審理始まる

——二二年目の岩佐原発被曝

一九七一年五月二七日に敦賀原発に作業のため入り被曝した、岩佐嘉寿幸さんの「放射線皮膚炎」の労災補償給付について、労働保険審査会の審理がこの九月十日に開かれる。昨年十二月十七日に最高裁判所は、労災の損害賠償請求訴訟である岩佐訴訟について、岩佐さん側の上告を棄却する

判決を下し、確定したものの

となっているが、労災保険上の業務上外の判断については、裁判提訴と同年に敦賀労基署に請求した労災補償請求についての最終決定が出されていない段階であったもの。これは、請求人側から裁判の結果が出るまでは審理を延期するとしていたことによるものである。

損害賠償請求訴訟の裁判

は、放射線下作業の発注元の日本原電を相手取ったものであったが、労災保険上の判断は、工事業者の労働保険に関わるもので、判断基準は労働者保護法としての労災保険法による因果関係が問われるものとなる。裁判の結論で一貫しているのは「放射線皮膚炎は否定できないが、被曝の可能性が推認できない」ということであった。結局のところ岩佐さんが何処で被曝したのか分からないからダメということである。

診断の確実性が立証され、被曝の可能性が原発以外にないということになるとやはり労災として補償の対象となるのが当然であろう。審査会の判断が注目される。

夜勤・交替制勤務と労働者の健康 ②

酒 井 一 博

(労働科学研究所労働生理・心理学研究部)

写真

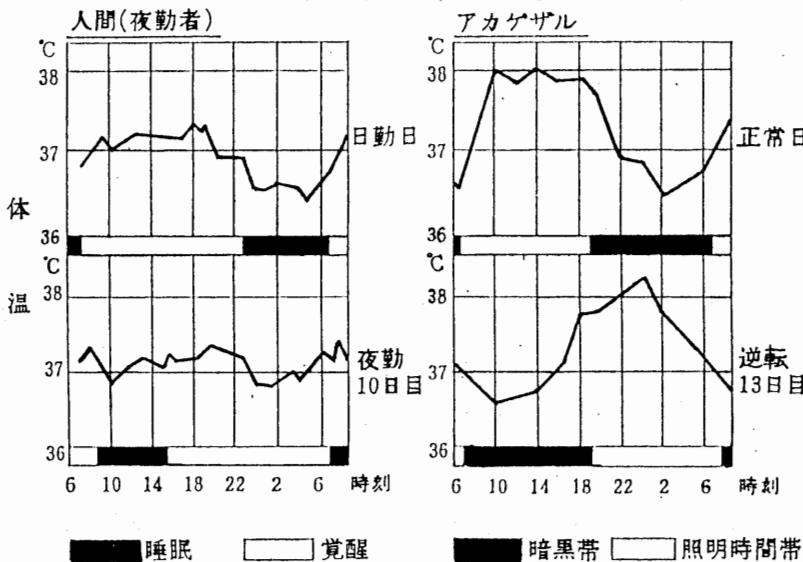
サルと人間

有名な実験の一つに、人間と猿と比較して、人間が徹夜の夜勤生活を続けるとどうなるか、そして、猿がそれをするとうなるかというものがあります。

体温は、人間の場合は昼間高くて深夜に低くなるカーブを描きます。猿も同じようなカーブを描き、人間と同様なサーカディアンリズムを持っています。そこで、猿をおりの中に入れて、昼間に暗幕をかけて人工的な「夜」を作り、夜間に照明を付けて「昼」を作り、それに合わせて三食の食事を与えます。そうすると

猿はそれに合わせて生活をしようになりま
す。これを約二週間続
けると猿は単にだま
されて生活をするだけ
はなく、からだの中
の体温のパターンはき
れいに逆転し、つまり、
サーカディアンリズム
の逆転がおこります。
これを、私たちは「生
理的な適応が起こった
」と考えます。
では、人間はどうな
るか。人間なのでだま
すことはできませんか
ら、被験者と話し合い

人間(夜勤者)とサルの昼夜逆転生活における
体温リズムの変化のおこり方の比較
(ルーテンフランツのまとめによる)



をして、実験のための逆転生活をしてもらいます。実験期間は、一ヶ月あるいはヨーロッパの長い例では三ヶ月とかです。もし、猿のようなカーブが出てくると人間は生理的に適応が可能かもしれないということになります。しかし、たとえば、この生活を十日やっても、猿のように体温リズムの逆転は起こってきません。一口で言うと、体温が平坦化してきてしまいます。普通、体温の最も高いところと低いところの差が、 0.5°C から 1°C あります。これが、平坦化してきて、 0.2°C から 0.3°C の間で動きます。体温の他にも、血圧も、ホルモンの分泌のしかたなども逆転はしてきません。

時刻の社会的意味を知る

なぜなのか。それは、人間の持っているサーカディアンリズムがかなり強固に残っている。と同時に言え

るのは、猿の場合に逆転するというのは「光」がキュー（キー）になっているのですが、人間の場合、「時刻」の社会的意味を知っているわけです。

夜勤交替勤務を長くしている人と話をすると、「絶対オレは適応できるよ」と言う方がたくさんおられます。これは当然で、適応していかないとすれば、その方の生活が成り立ちませんので、一生懸命、いろんな生活の調整をしておられます。だから自分では適応していると思うわけですが、ところが、その適応というのは、見かけの適応であって、からだの中のことを見ると、（サーカディアンリズムの）完全な逆転は起こってはいないので。

その原因は、深夜に働いていても、例えば、深夜二時には「家族は寝ている」といった意味合いはわかっている、そのことが、そのことが逆転させない理由と考えられます。です

から、リズムを形成するキューが、猿の場合に明るさや温度であったりするものが、人間の場合はそういうものだけではだめだということなのです。これを、ドイツ語で「サイトゲバー」（時間同調因子）といいます。時刻の持っている社会的意味を人間が知っていることが、逆転させない理由の一つ、キューになっていると言われています。

シフト・ラグとジェット・ラグ

もう一つ、人間がジェット機で時差が十二時間ある地球の裏側に行っただときどうなるでしょうか。夜勤の場合もそうした時間のずれがあるわけで、時差のある所へ行っただ場合と夜勤の場合とは違うのかという問題です。

（次号につづく）

シラを切る親方 元請会社探し 建設工事現場の外国人労災隠し

写真を目の前にして首をひねるばかりのKさん。見ているのは、いま

急ピッチで建設が進められる関西国際空港島の全体を、上空から写した航空写真だ。

Kさんは去年の九月に韓国から短期滞在ビザで来日し、土木作業などに従事している出稼ぎ労働者だ。五月なかばから、ある親方の下で関西国際空港の工事現場で働くことになった。ところが、しばらく経った二六日の昼食休憩後、現場に行こうと梯子を降りるとき、足をかけたパイプが外れて転落し、左足首を骨折してしまった。当初は親方が補償をしてくれるということだったが、一カ月になっても治療費すらもらえ

ず、全部自分で負担するという状態が続いていた。

怪我をした現場は何処？

七月はじめ、センターで相談を受けたときは、左足をギプスで固定して松葉杖で歩くという状態だった。労災保険の補償給付請求をしようにも、直接雇っていた親方に全く協力の意志がないらしい。Kさんは日本語が全くできないから元請け会社の名前も分からない。「何か現場の看板に書いてあった漢字を覚えていたか？」「ヘルメットについていたマークは？」「どんなところの工事だったか？」といっても、分かったの

はYという一次下請会社の名前らしきものだけだった。しかたがないので、休業補償給付請求書を病院で作ってもらい、空港島を所轄する岸和田労基署へ。

手がかりがほとんどないため、それでは航空写真で、「働いていたのはどのへんだったか？」ということになったわけである。現在、関西国際空港での工事の数、つまり労働保険関係が成立している事業数は百を超えている。その中のどこでの労災なのか。発注主である空港会社に手がかりはないかと問い合わせても、Kさんの名前はデータの中になく、最終的には島に渡り、どこだったか見て回るしかないのではということになった。

Kさんのやっていた仕事は、鉄筋を運んだり、ネジを締めたりというもので日当は一万七千円。親方のHに連れられ、鉄筋専門の会社Yの手元（補助的な作業員）として空港島

の現場に入ったのだった。怪我をした後、仕事にならなかつたため待機し、仕事が終了した夕方に親方らとともに陸にあがり、Y社の車で駅までつれていってもらった。親方は、駅で待ち合わせて、一緒に帰りその後の対処を考えるつもりのようにであったが、言葉の通じないKさんにそのことは十分に通じていなかった。結局Kさんは同じ韓国人の同僚と大阪市内へ帰り、近所の親切な在日韓国人に病院を紹介され受診したのだった。

当初、親方もKさんもそれほど治療が長引くとは思わなかったから、家まで毎日来るなら日当分を補償するというところで話がついていた。ところが、松葉杖で身動きを取りにくいKさん思うにまかせず、親方も見舞いに来ないという状態が続き、話はずれてきたというわけだ。

同僚韓国人の記憶手がかりに

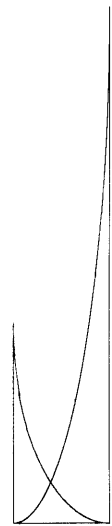
元請け不明のまま一週間が過ぎ、労基署が親方の電話番号のところに電話してもシラを切る状態が続いた。その当時一緒に働いていた同僚の韓国人労働者を捜し当て、会社名を覚えていないか聞いてみることにした。その同僚も一次下請の会社名は覚えていないが、どうしてもそれ以上は思いつかないかと話し合っていたところ、もう一人一緒にいたという別の労働者と電話で連絡がとれた。その労働者は現場でもらったタオルに書かれた元請会社の名前Tを覚えていたのだった。

翌日、直ちに建設大手であるT社の大阪支店の担当課に電話連絡したところ、その日のうちにKさんの労働事故発生が確認された。そして三日後には一次下請Y社の労務課長と親方Hがセンターを訪れ、労災補償請求手続きを取ることを約束し、一件落着となったのである。

この結果に行き着くまでに、親方のHさんの口からやり取りのなかで様々な言葉が出てきた。「忙しいなかで、何とかええようにと思ってるのに勝手な行動でダメになった。」Kさんは日本語を話せない。病院へ行くのも親切な近所の在日韓国人の世話になっている。そのままにしているHさんこそ勝手なものだ。またこうも言った。「話を聞いて、金をくれたらKを黙らせてやるという奴がいたけれど断ったんや。」とんでもない話だ。資格外就労者で弱い立場の労働者を黙らせるのは、この業界の下請構造という特徴からくる最も排除しなくてはならない問題だ。建設業界は、災害多発職場であることから、近頃は表向きにはかなりの対策がとられているように見える。しかし、現実にはKさんの実例のように、相変わらずの労災隠しが横行しているであろうことが垣間見えるのである。

汚染は今なお続く

中 地 重 晴 (環境監視研究所)



第二次調査に参加する

今年も、ベラルーシの汚染地帯に行ってきました。昨年行ったチェチエルスク地区にも調査の報告を一度きちんとする必要があるし、おくる会のカンパもまた約六百万円になったということ、今夏も出かけることになりました。

チエルノブイリに放射能測定器をおくる会の今回のメンバーは、市民エネルギー研究所の松岡さん、國學院大学の菅井さん、(株)環境データの大東さん、新潟県民ネットワークから反核医師の会の花沢さん、柏崎地区労元議長の矢代さん、昨年同様東

大RⅠ総合センターの小泉さんと小生の計七人のメンバーでした。男ばかり、それも古くからの反原発運動の闘士ばかりというチエルノブイリ救援の市民グループとしてはちょっと異色の集団でした。

クリチヨフ地区に測定器をおくる

七月二十七日に成田空港をたった後、モスクワで一泊し、昨年も乗った夜行の寝台列車でモギリヨフ州の州都モギリヨフ市まで行き、そこから広い畑と森が続く道をバスで約二時間揺られて、今回の目的地クリチヨフ地区に着きました。さっそく、市長さんを初め、保健局のメンバーと顔

を合わせ、測定器を贈りました。

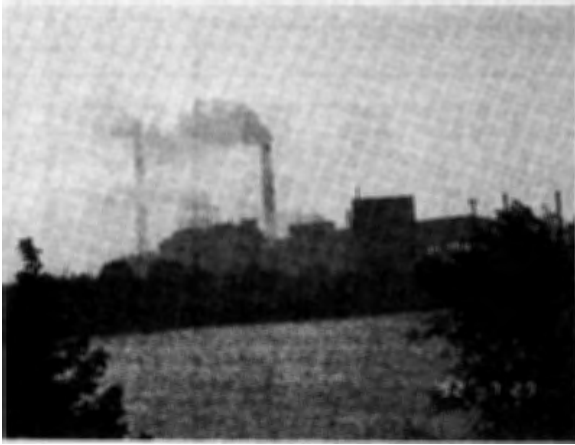
今回贈った測定システムの内訳は、食品用測定器一式と、γ線の空間線量を測る携帯型サーベイメーター「たんぽぽ」が五台。また、この測定器の使い方方をロシア語で説明したビデオとテレビのセットもおくりました。さらに、携帯型のコピー機も用紙と一緒におくってきました。

クリチヨフ地区とは

今回測定器をおくってきたクリチヨフ地区はチエルノブイリの事故炉から直線距離で北東に約二七〇km離れた人口四万五千人の工業都市です。地区の約半分が一キュリー/㎥以上

に汚染された地域です。最高十五キユリー／km³まで汚染された地域もあります。汚染地図では黄色と茶色の部分に該当します。事故炉から約二百km離れた高濃度汚染地帯のちょうど北端に位置します。

この町を訪れていちばんびっくりしたことは、町の中心部のすぐそばにあるセメント工場でした。日本ではもうめったに見られない灰色の煙をもくもくと放出する大煙突です。



すごい量のばいじんを二四時間吐き出し続けており、周辺の人家の屋根は白くほこりが堆積しており、公害が気になりました。クリチヨフのこのセメント工場は一九三〇年代から生産を開始し、ソ連でも代表的な工場だそうです。公害防止装置など付けておらず、ばいじんや有害ガスはたれ流しになっているようです。

鉄道の駅のすぐそばに大きな引き込み線があり、貨車が何台も留まっています。企業城下町ということで言えば、水俣のイメージに頭の中で重ねられました。この工場では年間一三〇万トンのセメントを生産しているとのこと。

また、そのほかにも九〇〇万足の長靴を生産するゴム製造工場、建設、運輸関係の協同組合（コンビナー）、食肉、牛乳加工工場があり、農業従事者は少なく、工場労働者の町だそうです。放射能汚染もあるが空気中のばいじん濃度が高く、セメ

ント工場から吐き出されるばいじんと有害ガスによる公害があるという説明を保健局の担当者から受けました。塵肺などで若くして働くことができず、年金生活をする人も相当いるようでした。

八六年事故後、汚染レベルが低かったため地区から移住を希望した人はほとんどいない。逆にベラルーシ政府の方針で高濃度の汚染地域から移住してきた人たちが住んでいるとのことでした。子供たちの中には甲状腺異常の症状を示す割合が増加しているとのことでした。

クリチヨフのセメントで

石棺を作る

後日、お別れのパーティーの席で市長さんから聞いたところ、八六年の事故後、石棺を作るためのセメントを鉄道を使ってクリチヨフからチエルノブイリまで送りだしたとのこ

と。昨年事故炉と対面し、赤茶けた石棺の老朽化に驚かされたのですが、同時に石棺を作るのに大量のセメントをどこから運んだのかと疑問に思

っていたのですが、意外なところで巨大なセメント工場と対面し、びっくりしました。

さらに事故の後始末のために若者

約三〇〇人志願してチェルノブイリの事故処理に出かけたが、既に百人ほどが亡くなり、健康を害している人も多いとのことでした。(つづく)

胸部レントゲン撮影を考える

胸部レントゲン撮影の有効性は？
増刷ができました。B5 32頁四百円

続・胸部レントゲン撮影を考える

続編連載分が冊子になりました。
最近の状況など。B5 22頁三百円

外国人労働者と労働災害

天明佳臣 編著

その現状と実務Q&A

医療現場からの提言 被災外国人労働者の人権 外国人労働者の労働災害と法的救済 「外国人労働者の労災白書」が明らかにしたもの 外国人労働者の労災白書 外国人労働者労働災害事件事例 一覽 労働災害実務Q&A 資料と関係機関・支援団体一覽 定価一八五四円

発行 海風書房
発売 現代書館

※お申込みは安全センターまで

九二年夏期一時金カンパへのご協力のお礼

夏期一時金カンパにご協力いただきありがとうございます
ました。今年も二〇五万二四〇〇円(八月三十一日現在)
に上る多額のカンパをいただきました。

菜の花診療所設立、外国人労働者問題、未組織の高

年齢労働者、福祉労働者の安全衛生や補償制度、指曲がり症の公務災害認定問題、あるいははり・きゅう訴訟、じん肺訴訟など山積する課題に取り組んでまいり
覚悟です。ほんとうにありがとうございました。

七月の新聞記事から

七・一 神戸市舞子トンネルで土砂三百トンが崩落。

七・一六

七・二 経済同友会は、現行の外国人研修制度を補完する受け入れシステムが必要と提言。

岩国市を相手にした職員の仕事場禁煙の訴えを山口地裁岩国支部が「受忍限度内」として棄却。(原告は二三日に控訴。)

七・四

外国人労働者受け入れに伴う行政支出が現状で年間六二億円、家族単位で受け入れると社会的費用が年一兆四千億円との試算を発表。(労働省「外国人労働者が労働面等に及ぼす影響等に関する研究会」専門部会)

七・一七

第三セクター設立に奔走した府職員の自宅死を、地公災基金大阪府支部は公務災害と認定。日鉄鉱業のじん肺訴訟で、東京高裁でも原告が勝訴。

七・一

大阪市中央区の工事現場で、アセチレンガスボンベ、酸素ボンベ一三本が爆発。消防局員一人が軽い怪我。

長期にわたり保険給付を行ったために、余分な労災保険料を払わされたとするタクシー会社二社の訴えを認め、京都地裁は国に千四百万円の賠償を命令。

台湾の発電所で爆発事故、日本人三人を含む一人が重軽傷。

新日鉄室蘭で、作業員がやけどで死亡。

「北海道金属じん肺訴訟」で、住友金属鉱山中外鉱業、堺化学の被告三社は、札幌地裁の和解案を受諾、時効差別なく救済へ。

七・二〇

昨年一二月の泉佐野市不二製油阪南工場爆発で、大阪府警は原因を下着等の静電気と断定。同社には故障時マニュアルもなかった。

七・一三

シンガポールの造船所で化学タンカーが火災六人死亡、六〇人以上が負傷。

七・二八

北海道金属じん肺訴訟が最後の二社と和解。

七・一五

三重県の電話交換手の頸肩腕障害は職業病とし、NTTに責任を求めた裁判で、最高裁の判決、交換手の勝訴が確定。

七・二九

日経連は、当面の短短目標を一九〇〇時間台にするよう主張する報告書を発表。

東京中央労基署が三井物産課長の死を業務上と認定。大手商社マンの過労死認定は初めて。

七・三一

相模原市参事の急性心筋梗塞死を、地公災基金神奈川支部審査会が公務災害と認定。

購読料改定のお知らせ

関西労災職業病の頒価については、長らく1部100円、年間購読料2000円の低額を維持してきましたが、今号(8月号)より次の通り改めることと致しました。今後は、さらに誌面の充実につとめ、労働者側からの労災職業病、労働安全衛生対策に役立つ機関誌として成長させたいと考えています。購読者、会員の方々のご理解、ご協力をいただきたくお願い申し上げます。

◇新頒価 1部 200円

◇新年間購読料 1部 3000円

2部 4800円 3部以上1部につき2400円増

◇会員購読料 会員への1部無料配付についてはこれまで通り、2部以上については1部につき150円増とします。

(会費1口1000円はこれまでと変わりありません。)

なお、料金改定は今号=8月号(209号)からとなりますので、7月号までに年間購読料の請求時期がある場合には、1年に限り旧料金で請求させていただくこととします。同様に、すでに年間購読料をいただいている場合の8月号以降分、また7月号までの新規購読1年分についても旧料金とします。

購読料、会費のお支払いは郵便振替、銀行振込をご利用下さい。なお新規購読などの場合にはその旨通信欄にご記入いただくか、別途電話などでご連絡ください。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫梅田支店 普通1340284
名義 関西労働者安全センター TEL(06)538-0148 FAX(06)541-2712

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式
会社

KOKUSAI

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL 06 (551) 6854 FAX 06 (554) 5672